第百三十七条の三第三号、第百四十三条第四号、第百四十九条第二項並びに第百七十条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、これらの規定の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（定款の変更等の認可を要しない場合）

第十七条　法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合

［イ～ニ　略］

ホ　法第五十四条の二第一項の認可を受けて行う同項各号に掲げる業務

ヘ　［略］

ト　法第五十四条第三項の認可を受けて行う会員以外の者（国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。）の預金の受入れ及び会員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）

二　次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合

イ　法第五十四条の二の四第三項の認可を受けて行う全国連合会債の発行に関する業務

ロ　法第五十四条の二十一第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第四項ただし書の認可を受けた認可対象会社（同条第三項に規定する認可対象会社をいう。）を子会社（法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。）としようとするとき。

ハ　法第五十四条の二十三第十七項各号に該当するとき。

ニ　銀行法第三十七条第一項の認可を受けた総会の決議に係る金庫の事業の一部の廃止

ホ　［略］

［三・四　略］

（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）

第十八条　法第三十二条第七項（法第五十四条の二十二第九項（法第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。）、令第十一条第五項並びに第六十四条第十項、第六十六条第十一項、第六十六条の二第五項、第六十八条第三項、第六十九条の二第五項、第七十条第十六項、第八十条第三項、第八十六条第三項及び第百条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第四十九条の二、第百二十条並びに第百三十三条を除き、以下同じ。）とする。

［一・二　略］

二第一項、第百三十七条の三第三号、第百四十三条第四号、第百四十九条第二項並びに第百七十条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、同項の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（定款の変更等の認可を要しない場合）

第十七条　［同上］

一　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　法第五十四条の二第一項の規定による認可を受けて行う同項各号に掲げる業務

ヘ　［同上］

ト　法第五十四条第三項の規定による認可を受けて行う会員以外の者（国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。）の預金の受入れ及び会員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）

二　［同上］

イ　法第五十四条の二の四第三項の規定による認可を受けて行う全国連合会債の発行に関する業務

ロ　法第五十四条の二十一第三項又は第五十四条の二十三第六項の規定による認可を受けた認可対象会社（法第五十四条の二十一第三項又は第五十四条の二十三第六項に規定する認可対象会社をいう。第五十三条第四項第一号イを除き、以下同じ。）を子会社（法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。）としようとするとき

［号の細分を加える。］

ハ　銀行法第三十七条第一項の規定による認可を受けた総会の決議に係る金庫の事業の一部の廃止

ニ　［同上］

［三・四　同上］

（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）

第十八条　法第三十二条第七項（法第五十四条の二十二第八項（法第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。）、令第十一条第五項並びに第六十六条第六項、第六十八条第三項、第六十九条の二第四項、第七十条第十三項及び第百条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第四十九条の二、第百二十条並びに第百三十三条を除き、以下同じ。）とする。

［一・二　同上］